

よび実践の目標・方法等の大綱を示し、また「努力事項設定の参考」として、具体的な着眼点をつぎの項目によって示した。

- 1 道徳教育
- 2 学級児童会、ホーム・ルーム
- 3 学校児童会・生徒会
- 4 クラブ活動
- 5 個人指導
- 6 校外指導

二、生活指導関係通達

昭和三十二年度における生活指導に関する教育長通達は、つぎのとおりである。

- 修学旅行、遠足等における乗りもの利用について(32・4・25)
- 夏期休業中における児童生徒の指導および学校の管理について(32・7・9)
- 有機燐製剤の危害防止について(32・7・9)

○ 夏期防犯月間の実施にともなう「子ども音楽会」の開催について(県警察本部と共催)(32・7・18)

三、研究学校の指定

昭和三十二年度県教委指定研究学校のうち、生活指導関係の指定校はつぎの五校(小2・中2・高1)である。なお、それぞれの研究主題のもとに研究をすすめ、その成果は、発表会を開催し、また研究録としてまとめるなどすでに公表されている。

○ 「児童活動の調和的指導をめざす教科以外の活動の研究」郡山市立芳山小学校

○ 「小学校における生活指導はどうあるべきか」石川郡石川町立石川小学校

○ 「生徒活動の調和的指導をめざす特別教育活動の研究」耶麻郡西会津町立野沢中学校

○ 「指導の場を生かした道徳教育の研究」双葉郡浪江町幾世橋中学校

○ 「ホーム・ルーム運営の研究」県立安達高等学校

四、生徒指導主事の設置

つぎの設置要項により生徒指導主事を設置して、生活指導の徹底と向上をはかった。これは、全国的にも他に例のないものであり注目されたが、その業績は各方面から、きわめて高く評価され、この制度の確立と推進がいっそう強く要望されるに至っている。

◇ 生徒指導主事設置要項

(一) 生徒指導主事の性格

- ① 高等学校における生徒指導の改善向上を期するため生徒指導をつかさどり、要請に応じ他の学校の生徒指導について助言する。
- ② 県下五地区に各一名設置し高等学校教諭をもってあてる。設置学校は必要により交替することとし当初つぎの学校におく。

県北―福島女子高等学校

県南―郡山工業

会津―会津女子高等学校
石城―磐城
相馬―相馬

③ 実験研究のため所属学校の生徒指導を強化し、その成果を発表する。

(二) 生徒指導主事の活動

- ① 研究協議会の指導
- ② 学校訪問による指導
- ③ 研究物の作成・資料・情報の交換配付
- ④ 校外補導の指導援助

五、研究会

生活指導に関し教職員を対象とした研究会の主なもの、つぎのとおりである。

◎ 東日本生活指導研究協議会
文部省主催のものであるが、本県からは、小・中学校校長・教諭・指導主事等十五名が参加した。

○ 会期 六月十一日―十四日

○ 会場 新潟市新潟大学・新潟市立寄居中学校

◎ 高等学校生活指導研究協議会

- 主催 県教委事務局
会期 七月六日(土)―七日(日)
会場 福島女子高等学校
参加者 各高等学校および部、各二名以内

(1) 全体会
○ 生徒指導について―学校教育課
○ 東日本生活指導研究協議会報告―生

徒指導主事

○ 研究報告(家庭環境の評定尺度について)―(県南)生徒指導主事

(2) 部会
第一部会 カウンセリングはどのよう

にすべきか。
第二部会 生徒理解のためにはどのよう

な方法がよいか。
第三部会 夜間高校における生徒指導

はどうすればよいか。
第四部会 純潔教育はどのようにすべきか。

第五部会 ホーム・ルームの指導はどうすればよいか

(3) 講演
「純潔教育について」
東京教育大学助教授 井坂行男氏

◎ 研究学校発表会
生活指導に関する研究学校の研究発表会に際し、その方部の教職員の参集をも

とめ、実際指導の参観ならびに研究協議を実施した。

六、手びき書の刊行

中学校・高等学校におけるホーム・ルーム担任の必携書とし、また小学校学級担任の生活指導学級経営の参考書となるよう「ホーム・ルーム担任の手びき」(A5版二三〇頁)を学校教育課において編集し刊行した(33年2月)

七、関係機関との協力

○ 児童福祉週間行事の実施について
五月五日―五月十一日